

議案第 9 号

岩倉市個人情報保護条例の一部改正について

岩倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例

岩倉市個人情報保護条例（平成１７年岩倉市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号中「同法」を「番号利用法」に改め、同条第７号イ中「、その他の」を「その他の」に改める。

第３条及び第５条中「取扱う」を「取り扱う」に改める。

第７条第２項第６号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５９号）第２条第１項」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第９項」に改める。

第１８条第２号ウ中「第２条第２項に規定する特定独立行政法人」を「第２条第４項に規定する行政執行法人」に改め、同条第５号中「若しくは不利益」を「、若しくは不利益」に改める。

第２３条第１項中「、この条」を「この条」に改め、同条第２項第１号中「第１８条第１項第２号イ又は同条第３号ただし書」を「第１８条第２号イ又は第３号ただし書」に改める。

第３１条第１項第１号中「同法」を「番号利用法」に改める。

第３４条第１項中「第３２条第３項」を「第３２条第２項」に改める。

第４２条中「第２条第４号ア」を「第２条第７号ア」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第７条第２項第６号の改正規定は、令和４年４月１日から施行する。